

# 契約責任の時間的延長に関する一考察 -契約余後効論を素材にして-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 蓮田, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/19532">http://hdl.handle.net/10291/19532</a>

# 2017年度 法学研究科

## 博士学位請求論文（要旨）

### 契約責任の時間的延長に関する一考察 —契約余後効論を素材にして—

民事法学専攻  
蓮田 哲也

#### 1 問題意識と目的

当事者の意思表示の合致によって法律効果を生じさせる法律行為である契約は、両当事者が目指している利益および結果（以下では、「給付利益・給付結果」と称する。）を実現させるために債務を発生させる。当事者間の「合意（意思）」を根拠として、契約の性質を決定づける主要な債務（以下では、「主たる給付義務」と称する。）であり、主たる給付義務が履行されると、契約によって当事者間に認められる特別な結合関係としての債権債務関係（以下では、「債務関係」と称する。）はその目的を達成し消滅するために契約が終了すると考えられている。また、債務者が正当な理由なくして債務の本旨に従った履行をしない場合（以下では、「本旨不履行」と称する。）には、一次的には債務の本旨に従った履行の強制を認められる。また、本旨不履行が債務者の帰責事由（故意または過失）による場合に、債務の性質上履行の請求が認められないとき、または給付の実現を請求することができないとき、二次的に債権者は本旨不履行によって同人に生じた損害の賠償請求（さらには契約の解除や、場合によっては、保証人に対する保証債務の履行請求）が認められる。このように、契約当事者によって目指された給付利益・給付結果が実現されないことから債務者に生じる債務不履行責任（以下では、「契約責任」と称する。）は、債権者の救済を認める制度である。以上のことから、契約責任とは、契約当事者間における主たる給付義務の履行過程（以下では、単に「履行過程」と称する。）において生じる障害（以下では、「給付障害」と称する。）に対する責任であると理解されることとなる。

この契約責任に関する伝統的理解によれば、契約責任は、「契約当事者」・「主たる給付義務」・「履行過程」という3つの用語によって限定的に運用されなければならないこととなる。しかし、ドイツにおいて展開された積極的債権侵害論を参考に、日本においても契約当事者の債務は主たる給付義務に尽きないのではないかという理解が広まると、主たる給付義務違反以外の債務の不履行によって契約責任が妥当することが意識され、契約責任に関する伝統的理解に疑問が呈されることとなる。その結果、伝統的理解に留まることなく、契約責任が妥当する領域が拡張していることが判例および学説において広く承認されている。このように、契約当事者の債務は主たる給付義務に留まらないという理解を端緒として、契約責任の拡張の問題は、今日、「質的拡大」・「人的拡張」・「時間的延長」という3つの領域にまたがって存在していることが意識されている。

この契約責任の拡張のうち「時間的延長」について、契約締結前と主たる契約終了後という伝統的に契約当事者間において債務関係が認められない（存立しない）と考えられている2つの領域に関わる問題である。前者は「契約締結上の過失論」、後者は「契約余後効論」として展開されてきた。前者は問題となる場面によってその対応を異にすることが明らかにされた上で多様な視点から分析が行われてきたのに対し、後者は裁判例および学説において契約終了後に存する義務が問題となるという共通認識が存在するものの、被違反義務の存立基盤としての債務関係の性質、履行過程に存する義務との相違、義務違反に対する責任の性質、に関しては詳細に論じられることはほとんどないというのが現状である。

このように、契約責任の拡張が論じられる中で、契約責任の妥当する領域が拡張していることが言及される一方で、契約責任の限界規準が曖昧となっている。特に、時的拡張の一領域である契約余後効論のなあて言及される主たる給付義務の履行後における義務については、理論的分析が不十分であり、契約責任に関する

る伝統的理解では説明することが困難であり、また、裁判例において義務違反時の責任の性質が契約責任や不法行為責任として構成されていることから明らかである。主たる給付義務の履行後の義務の位置づけが明らかになるならば、今日の日本における契約責任領域の時的限界付けを行うことができ、さらには契約責任体系を再構築する際の理論的示唆を与えることができると考え、契約余後効論を素材として主たる給付義務の履行後にも契約責任が妥当するという契約責任の時間的延長の一端に関する理論的基礎（契約余後効理論）の定立を本研究の目的とする。

## 2 構成および各章の要約

第一章では、日本における契約余後効論の展開について分析・検討を加えた。まず、今日の理論的到達点を探るために、学説の理論展開を分析・検討を加え、ついで、明らかとなった今日の理論的到達点に存する問題点について、日本の裁判例がどのような判断を下しているのかについて傾向分析することで、日本における契約余後効論に存する問題点を析出した。本章で明らかとなった日本における契約余後効論は、主たる給付義務の履行後に存する義務の存立基盤としての債務関係について履行過程とどのような相違が存在しているのかは明らかにされておらず、その結果、裁判例および学説において認められている主たる給付義務の履行後における多様な被違反義務と履行過程における被違反義務との相違（法的性質、義務違反の効果および責任性質）が不明確なものとなっていることが明らかとなった。

第二章では、日本の契約余後効論の展開に多くの影響を与えてきたドイツにおける契約余後効論の展開について検討・分析を加えた。ドイツにおいては、裁判例の傾向分析を通じて被違反義務を義務構造論上どのように位置付けられるのかという視点から契約余後効論が展開されている。本章で明らかとなったドイツにおける契約余後効論は、主たる給付義務の履行後における債務関係を一概に捉えるのではなく多様な態様がありうると言及しており、その多様な債務関係から種々の債務が導かれることが明らかにしている。しかし、必ずしも債務関係および義務構造論の理解が統一的ではないこと、さらに論者によって特有の問題意識が認められることから、契約余後効論は論者によって異なるように思われる。また、日本と異なり、ドイツにおいては不法行為責任が厳格に適用されているという事情が存在しているため、特に、義務違反の責任性質については日本における議論と同様に扱うことは困難であるが、ドイツにおける契約余後効論は、債務関係が履行過程と主たる給付義務の履行後とでどのような相違があるのか、さらには、その相違が被違反義務の性質にいかなる影響を及ぼしているのか、さらには義務違反の効果について、日本における契約余後効論に存する問題について一視点を提供している。

第三章では、日本およびドイツにおける契約余後効論の分析・検討の明らかとなった主たる給付義務の履行後における債務関係の構造把握、契約余後効における被違反義務の性質、義務違反の効果および責任性質から、契約余後効論の理論的基礎を探求した。その結果、第一に、契約によって目指されていた給付利益・給付結果が実現しているか否か、さらに主たる給付義務の履行時ないし履行後に創設される債務関係との関係性に着目することで、主たる給付義務の履行後における債務関係には、履行過程における契約債務関係の維持、変容、新たな債務関係との接合という3つに分類することが可能であることが明らかとなった。第二に、明らかとなった債務関係の理解に応じて、主たる給付義務の履行後に存する義務は義務構造論上いくつかに分類することができることが明らかとなった。すなわち、履行過程における債務関係が維持されている場合には履行過程における義務と同一の性質を有すること、債務関係が変容している場合には完全性利益の保護に向けられた保護義務、履行過程において実現された給付利益・給付結果の「保持」に向けられる広義の付随義務が認められ、新たな債務関係と接合している場合にも同様に保護義務と履行過程において実現された給付利益・給付結果の「保持」に向けられる広義の付随義務が認められる。第三に、主たる給付義務の履行後において存する義務の性質に応じて、義務違反の効果が異なることが明らかとなった。すなわち、被違反義務の性質が履行過程における義務と同一であるならばその処理も同様に行えば良いこととなるが、被違反義務の性質が異なる場合にはその処理も異なる。特に、解除権と損害賠償の範囲に相違が存することとなる。これらの相違は、契約によって目指された給付利益・給付結果が既実現されて契約当事者がそれを享受してい

ることから導き出される。なお、給付利益・給付結果の「保持」に向けられた広義の付随義務も契約によって目指された給付利益・給付結果に関する義務であり、これらの義務は債務関係が存在するために認められる以上、義務違反の責任性質は契約責任として処理すべきである。

このような契約余後効論の理論的基礎である「契約余後効理論」から、契約余後効論はいわゆる契約の継続効として画一的に処理すべき問題ではなく、多様な構造を内包した理論であることは明らかとなった。さらに、主たる給付義務の履行によって一見して契約は「終了」したように思えるものの、契約当事者間には債務関係が存在しており、これによって導かれる義務の違反に対しては契約責任として処理すべきであると考えることから、契約当事者は即座に契約から解放されるのではなく、なお契約によって結びついているということをとらえて、実質的に契約は未だに終了してはいないものと考えられる。

第四章では、第三章で提示した「契約余後効理論」を基に日本およびドイツの裁判例を分析することで、この理論の有用性を検証した。その結果、裁判例は契約余後効理論で想定される事案の一部であり、今後生じるであろう事件に対する理論的示唆を提供することができるのではないかと考える。

以上の通り、本研究では契約責任の時間的延長の一端について理論的基礎を定立し契約責任体系を再構築する際の理論的示唆を提供することができたと考える。しかし、本研究では理論的基礎を提示したに過ぎず、さらに平成 29 年 6 月 2 日に公布された「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)によって契約責任に関する理解を刷新する部分が認められるため、今後は新たな民法下における裁判例および学説の動向を注視していく必要がある。